

放射性物質に係る食品の安全性の確保を求める意見書

食品の安全性については、4月から食品中の放射性セシウムの新基準値が適用されたが、最初の1か月で基準値を超過する食品が報告されている。

厚生労働省は「放射性セシウムが高く出やすい品目を優先的に検査しており、超過割合は高くなる傾向になる」としているが、新基準値を超えたのは、いずれも1kg当たり100ベクレルを基準とした野菜や魚などの一般食品であり、1kg当たり10ベクレルの飲料水や1kg当たり50ベクレルの牛乳、乳児用食品に超過は無く、魚や原木しいたけに多い傾向にある。

国民の安全と安心の確保のためには、十分な監視・検査体制が必要であるが、スーパーや小売店では、放射性セシウムが少しでも検出された食品は販売しないところも多くあるなど、国よりも厳しい独自基準が運用されている。

このことは、国民の食品の安全性に対する不信感が根強く、政府の対応が信用されていないことの証である。

また、このような混乱した状況は、農林水産業者に大きな被害を与えており、国は新基準の安全性の根拠等について国民の理解促進に努めなければならない。

加えて、河川における放射性物質の検査では、砂地よりも粘土等の泥の多いところでセシウムが多く検出されているとも指摘されており、川の水質はもとより、魚や貝などの安全性についての調査や検討も必要である。

よって国会並びに政府におかれては、食品の安全性の確保を図るとともに、放射能に関する正確かつ適切で分かりやすい情報を発信し、国民の理解の促進に努め、混乱により影響を受けている農林水産業者に対しても特段の対応を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月13日

新潟県議会議員 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
文部科学大臣	平野博文様
厚生労働大臣	小宮山洋子様
農林水産大臣	郡司彰様

放射性物質の管理基準の明確化を求める意見書

放射性物質は封じ込め拡散させないという原則に則り、我が国においては IAEA の国際的な基準に基づきクリアランス制度を守ってきたところである。

しかしながら、東日本大震災における大津波により、被災自治体だけでは処理しきれない膨大な量の災害廃棄物が発生し、国はその約 2 割を広域処理することとしているが、想定していなかった放射能を帯びた震災がれきが発生したことから、その処理にあたっては、その十分な説明がないまま 1 kg 当たり 8,000 ベクレル以下は全国において埋立処分できることとした経緯がある。

このことにより、被災地で発生した震災がれきの広域処理に係る受け入れに関しては、各地で反対運動が起こるなど様々な問題が発生し、震災がれきの受け入れが一向に進まず、本県においても 5 市が、震災がれきの受け入れを表明しているが、住民の理解を得るまでに至っていない状況にある。

そもそも、放射能を帯びた震災がれきは、国の責任で国において処理すべきものであるにもかかわらず、広域処理の名のもとに全国の自治体へ震災がれき処理を丸投げしたことが根本的な問題の原因となっている。

よって国会並びに政府におかれては、放射性物質の取扱いについて、その安全性の確保を図ることはもちろんのこと、放射能に関する正確かつ適切で分かりやすい情報を発信するとともに、その根拠を明確にして国民の理解の促進を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 7 月 13 日

新潟県議会議長 村 松 二 郎

衆議院議長	横 路 孝 弘 様
参議院議長	平 田 健 二 様
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 様
環境大臣	細 野 豪 志 様

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書

沖縄県の尖閣諸島は、明治 28 年に正式に日本の領土に編入されて以来、歴史的にも国際法上も我が国の領土である。

しかしながら、昭和 43 年に行われた学術調査により東シナ海に石油が埋蔵されている可能性が指摘されて以来、中国及び台湾が尖閣諸島の領有権を主張し始めた経緯がある。

平成 22 年には、中国漁船が我が国領海内で海上保安庁巡視船に衝突してくるという事件が発生して以来、毎月のように中国の漁業監視船や海洋調査・監視船による侵犯が続いており、このまま放置すれば我が国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがあり、尖閣諸島の実効支配を早急に強化し「尖閣を守る」という国家の意思を明確に示す必要がある。

また、我が国は世界第 6 位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海底資源を保全し国益を守るためにも、国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進める必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、我が国の主権と領土を守る国内法や組織・機関を整備するとともに、特定国境離島保全・振興法や無人国境離島管理法などを制定し、尖閣諸島を国有化して島の有人化と海の有効活用を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 7 月 13 日

新潟県議会議長 村 松 二 郎

衆議院議長	横 路 孝 弘 様
参議院議長	平 田 健 二 様
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 様
法務大臣	滝 実 様
国土交通大臣	羽 田 雄 一 郎 様
防衛大臣	森 本 敏 様
内閣官房長官	藤 村 修 様

外国人による土地取得に関する意見書

中国などの外国資本が在日米軍基地や自衛隊基地周辺の不動産所有を進めていることは、我が国の安全保障を脅かしかねない問題であり、取引制限などの抜本的な対策等の取組が強く求められている。

使用目的などがよく分からないケースや、外資がダミー企業を使って実態を隠すような取引も指摘されており、経済活動は原則として自由であるが、我が国の安全保障を担う施設が外国勢力に取り囲まれて、その活動がすべて筒抜けとなる恐れがあることや、緊急時の対処において支障が生じることも危惧される。

外国資本による水源地の森林に係る土地買収問題に関しては、昨年4月に森林のすべての所有権移転に際し、事後の届出を義務付ける法改正が行われたが、取引自体に歯止めをかける許可制とはなっていない。

森林だけではなく、国防施設や国境付近の離島、海岸などにも警戒が必要であり、国有地のネットオークションや外国政府への広大な国有地の売却など無警戒な取扱いも見直さなければならぬ。

米国においては、包括通商法により大統領に対し国の安全保障を脅かすと判断される場合には、事後であっても土地取引を無効にできる権限を与えていることから、我が国も現行制度の欠陥を直視し、早急に国益を守るための法整備に着手するべきである。

よって国会並びに政府におかれては、使用目的が分からない外国資本による土地購入取引やダミー企業を使って実態を隠すような取引、あるいは我が国との互惠主義に基づかない取引等については、我が国の安全保障を脅かしかねない問題であることから、取引制限など抜本的な対策に早急に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月13日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
外務大臣	玄葉光一郎様
農林水産大臣	郡司彰様
国土交通大臣	羽田雄一郎様

北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書

平成 14 年 9 月に行われた日朝首脳会談において北朝鮮が拉致を認め、5 名の拉致被害者が帰国してから、今年でちょうど 10 年の節目を迎えることとなる。

しかしながら、平成 16 年 5 月と 7 月にその御家族が帰国して以来、拉致事件は全く進展が見られない。

政府は現在、北朝鮮による拉致被害者として 17 名を認定しているが、そのほかにも、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在している。これらの方々を含むすべての拉致被害者の帰国を待ち望んでいる御家族の高齢化が進んでいることから、一刻も早い事件の解決が求められている。

北朝鮮は、4 月 13 日に国連安保理決議第 1718 号及び第 1874 号に違反して人工衛星と称するミサイルの発射を行い、今後米国の出方次第では核実験に踏み切る姿勢を強調していることから、国際社会における対話を進めようとする環境を損ない、拉致事件の解決が遠のくことが危惧される。

よって国会並びに政府におかれては、国家主権の問題として拉致事件の解決を図るといふ国家としての意思を明確に示し、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 7 月 13 日

新潟県議会議長 村 松 二 郎

衆議院議長	横 路 孝 弘 様
参議院議長	平 田 健 二 様
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 様
外務大臣	玄 葉 光一郎 様
内閣官房長官	藤 村 修 様
拉致問題担当大臣	松 原 仁 様